

第2号様式（第12条関係）

令和3年度 第2回大和市個人情報保護審査会 会議要旨

1 日 時 令和3年6月29日（火） 午前10時00分から午後0時10分

2 場 所 大和市役所本庁舎 5階 全員協議会室

3 出席者 久保博道会長、柴田憲司委員、山崎トク委員、黒岩亜紀委員、篠田優里委員

4 傍聴人数 0人

5 次 第

(1) 会長あいさつ

(2) 報 告

①児童生徒指導関係事務の運用状況について

【教育委員会 指導室】

②個人情報取扱事務登録簿について

【総務部 総務課】

(3) 議 題

①大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について（諮問）

【消防本部指令課】

②大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び本人通知の省略について（諮問）

【総務部総務課】

③保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）(No.11 案件:継続審議)

【議会事務局】

④保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）(No.12 案件)

【市民経済部市民課】

⑤保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）(No.13 案件)

【市民経済部市民課】

⑥保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問）(No.16 案件)

【市民経済部市民課】

(4) その他

6 議事要旨

(1) 報 告

## ①児童生徒指導関係事務の運用状況について

【教育委員会 指導室】

(担当課から報告)

委員 家庭に問題がある場合、誰が対応しているのか。

担当課 家庭の問題については、教育というよりは福祉的な視点の対応となる。スクールソーシャルワーカーが家庭状況の調整等の役割を担っているし、大きな問題であれば児童相談所が担っている役割もある。子供たちの声に寄り添いながら、学校、教育委員会その他の関係機関が連携して対応している。

委員 警察から学校へ情報が提供されているということは保護者も知っているのか。

担当課 多くの場合、学校へ情報を提供する旨、警察から保護者に伝えられている。

委員 報告について個人情報の取扱いに問題があるとは考えていないが、配慮が必要な個人情報だと思うので、情報をやり取りした後、個人情報を大切に扱っていただきたい。

会長 個人情報の取扱いについて、気を付けていることなどはあるのか。

担当課 警察からの情報提供については、連絡表が警察から学校長へ手渡しで渡されており、紛失や漏えいをしないよう十分に注意している。学校の中で情報共有はしているが、慎重に取り扱っている。また、教育委員会でも連絡表の写しを保有しているが、適切に管理し、1年で廃棄をしている。

会長 本件については以上でよろしいか。

【全員了承】

## ②個人情報取扱事務登録簿について

【総務部 総務課】

(担当課から報告)

会長 個人情報取扱事務登録簿は市民がどこで閲覧できるのか。

担当課 登録事務の一覧は、市のホームページでも公表している。また、登録簿は情報公開コーナーでも公表している。

会長 本件については以上でよろしいか。

【全員了承】

## (2) 議 題

①大和市個人情報保護条例第13条に定める目的外の利用及び本人通知の省略について（諮問）

【消防本部指令課】

（担当課から説明）

- 委 員 家を壊してしまう場合は、その情報を地図に落としているのか。
- 担 当 課 119番通報の受信では、そこに建物がないという事実はあまり重要ではないので、地図データを買替えた時に把握できればよいと考えている。家を壊してしまう場合については、地図の買替え前には確認をしていない。
- 委 員 建て替えの場合はどうか。
- 担 当 課 現在の地図データが「鈴木さん」であり、建築確認申請も「鈴木さん」からであれば、特にその情報を地図に落とす必要はない。
- 会 長 消防同意資料か消防通知資料があれば、市内の住宅については全て把握できるということか。
- 担 当 課 そのとおりである。
- 会 長 実態と齟齬のある場合もあると思うが。
- 担 当 課 年間数件ある無許可の建築物については把握できない。
- 会 長 貸家についてはどうか。
- 担 当 課 建て替え行為があれば、土地や建物の所有者から確認申請が出されるので把握可能である。
- 委 員 資料には、「対策を講じない場合、未把握の戸建て住宅が増加し」とあるが、どういうことか。
- 担 当 課 転入、転出の情報を常に追いかけていないと、119番通報受信時に、例えば、地図データでは「鈴木さん」の住宅なのに、「佐藤さん」から通報が入るといったことが起きてしまう。そうすると様々な「掛け違い」が発生する可能性がある。そのため、最新の情報を把握したいと考えている。
- 委 員 建て替えだけでなく、それまで建物のない土地に住宅が建てられた場合等も含むのか。
- 担 当 課 地図データで「畑」となっているところに住宅が建てられると、情報を更新しなければ「畑」から119番通報が入ることになる。その場合、「畑」に対し、疑心暗鬼のまま救急隊を出動させることになる。地図データが最新ではないと、迅速な対応ができないことも考えられる。
- 委 員 これまでは、転入、転出の手の後に現地調査により把握していたが、より効率的に把握することが可能となるということか。

担当課 そのとおりである。これまで、年間800件程度の住宅を調査していたが、  
今後は現地調査の簡素化や地図データ更新の効率化を図ることができる。  
会長 実際、他の自治体で、消防車が間違った現場へ出動し、火事現場への到着が  
遅れてしまい、問題となった事例もあった。確かに、迅速に把握することは大切  
だと思う。本件は適当なものとするということではよろしいか。

【全員了承】

②大和市個人情報保護条例第8条に定める本人以外からの収集及び本人通知の省略について（諮問）

【総務部総務課】

（担当課から説明）

会長 県は、市町村に患者情報等を提供していくに当たり、審査会の意見を聴くとのことであるが、県の審査会は通ったのか。  
担当課 県に確認をしたところ、具体的な諮問の動きはまだないとのことであり、本市のように類型化をして諮問をするかどうか分からない。  
会長 実際に、市町村に情報の提供があるのはいつ頃か。  
担当課 未定とのことである。また、市としても、現在のところ具体的な事務は未定である。所管部署の方で具体的にこうした事務をやりたいということがあれば、県に要望を出していくことになる。  
会長 県は要望があったら提供するのか。  
担当課 市町村からの依頼があれば検討をしていくとのことである。  
会長 日々、市内でも感染者が発生しているようだが、現在は、市としてはどこの誰が感染したのか把握できていないのか。  
担当課 現在、市は、一般の県民向けに公表されている情報と同じレベルの個人を特定できない情報しか入手できていない。今後、市として、例えば患者の生活支援を行いたいということになれば、県から患者個人を特定できる情報の提供を受けることになる。  
委員 できる限り本人通知をするとあるが、本人通知についてはどのように考えているのか。  
担当課 御本人に接触する機会があれば、その機会を利用して、できるだけ通知をしていく。  
委員 類型化しているということは、具体的な事業が決まった時には諮問をしないという理解でよいのか。

会 長 そのような理解でよいと思う。本件が通れば、今後は、諮問内容にあるように、感染症の予防等の目的の範囲内において、患者の住所、氏名等の収集が可能となるということである。

委 員 濃厚接触者の情報といったデリケートな情報も取り扱うことになるが。

会 長 審査会としては、特に機微な情報を取り扱うことになるので、情報の取扱いには十分に注意をしてもらいたいとの意見を付した上で、本件は適当なものとして認めるといふことよろしいか。

【全員了承】

③保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）（No. 11 案件：継続審議）  
【議会事務局】

答申案について議論し、答申内容を確定した。

【全員了承】

④保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）（No.12 案件）  
【市民経済部市民課】

⑤保有個人情報不開示決定に対する審査請求について（諮問）（No.13 案件）  
【市民経済部市民課】

⑥保有個人情報一部開示決定に対する審査請求について（諮問）（No.16 案件）  
【市民経済部市民課】

3件は共通事実に基づく案件であるため、一括で審議を行った。

以上